平成２９年（フ）第４４号
滋賀県蒲生郡日野町いせの131番地　フィオーレ・カーサ102号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字小谷100番地
債務者　大北　泰秀
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１９７号
兵庫県姫路市白浜町甲840番地５　県営姫路白浜南高層１―802
債務者　岡本　良美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９４号
奈良県大和郡山市額田部南町50番地
債務者　仲辻　永治
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１６号
奈良市神殿町346番地の14
債務者　三浦　知子（旧姓木場）
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７３号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘２丁目８番地３レトワール・ポレール102号室
債務者　高木　　冴（旧姓上杉）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
奈良県高市郡高取町大字越智265番地９
債務者　池田　紀子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
鳥取県米子市旗ヶ崎９丁目４番17号
債務者　下門美代子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２７０号
広島市佐伯区五日市１丁目12番38―205号
債務者　丸本かおり（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５号
山口県下関市一の宮町４丁目５番20号　フレグランス　205号
債務者　植村　和美
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
愛媛県新居浜市東雲町１丁目１番333号　エバグリーンハイツ、前住所愛媛県新居浜市東雲町２丁目４番29号
債務者　伊賀　友哉
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１２６号
大分市花津留２丁目22番２号（パナハイツＢ105）
債務者　橘　　猛
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８号
金沢市東力１丁目４番地　ＭＴビル402号、従前の住所金沢市小立野１丁目５番１号
債務者　上田　将生
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０３号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｆ３棟402号、従前の住所金沢市鳴和１丁目15番10号（従前々の住所）金沢市本多町２丁目18番13号（従前々々の住所）金沢市大桑町平１番地１
債務者　中橋　武雄
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
兵庫県宝塚市御殿山２丁目６番27号
債務者　三原　浩二
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
兵庫県伊丹市瑞穂町５丁目79番地　ニューライフ瑞穂302号
債務者　中島　　健
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
兵庫県たつの市新宮町段之上684番地５
債務者　桂　　英輝
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部